

青森県報

号外第百一号

平成三十年
十月十五日
(月曜日)

目 次

○職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例…	(人事課) ……二
○青森県県税条例の一部を改正する条例…	(税務課) ……二
○青森県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例…	(市町村課) ……三
○青森県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部を改正する条例…	(情シシステム課) ……四
○青森県建築確認申請等手数料等徴収条例の一部を改正する条例…	(建築住宅課) ……四
○青森県建築基準法施行条例の一部を改正する条例…	(同) ……六
○青森県国民体育大会開催基金条例の一部を改正する条例…	(教育庁) ……七
○青森県議会議員及び青森県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例…	(選挙管理委員会事務局) ……七

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年十月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第六十六号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和二十六年七月青森県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

第十七条の三十七第三号中「第十三条」を「第二十九条」に改める。

附 則

この条例は、農薬取締法の一部を改正する法律（平成三十年法律第五十三号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

青森県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年十月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第六十七号

青森県県税条例の一部を改正する条例

青森県県税条例（昭和二十九年五月青森県条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

第四百四条第一項第二号イ中「国民体育大会」を「国民スポーツ大会」に改め、同号ロ及びハ中「財団法人日本ゴルフ協会」を「公益財団法人日本ゴルフ協会」に改める。

附則第九条の三第二項第四号中「第八十条第一号イ」を「第四百四十七条第一号イ」に、「第七十八条第一項」を「第四百四十五条第一項」に改める。

附 則

この条例は、エネルギーの使用の合理化等に関する法律の一部を改正する法律（平成三十年法律第四十五号）の施行の日又はこの条例の公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第四百四条第一項第二号ロ及びハの改正規定は公布の日から、同号イの改正規定は平成三十五年一月一日から施行する。

青森県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年十月十五日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第六十八号

青森県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

青森県住民基本台帳法施行条例（平成十四年七月青森県条例第五十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第四号中「就労自立給付金」の下に「若しくは進学準備給付金」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

青森県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年十月十五日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第六十九号

青森県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部を改正する条例

青森県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例（平成二十七年十月青森県条例第五十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一の四の項中「就労自立給付金」の下に「若しくは進学準備給付金」を加える。

別表第二の三の項の口中「就労自立給付金」の下に「若しくは進学準備給付金」を加え、同表の四の項のヌ中「雇用対策法」を「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

青森県建築確認申請等手数料等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年十月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第七十号

青森県建築確認申請等手数料等徴収条例の一部を改正する条例

青森県建築確認申請等手数料等徴収条例（平成十二年三月青森県条例第八十三号）の一部を次のように改正する。

第一条第六号中「第四十三条第一項ただし書」を「第四十三条第二項第一号」に、「特例」を「適用除外の認定及び同項第二号の規定による当該適用除外」に改め、同条第二十五号中「第八十五条第五項」の下に「及び第六項」を加え、「仮設建築物」を「仮設興行場等」に改める。

別表第五号を次のように改める。

<p>五 法第四十三条第二項第一号の規定による建築物の敷地と道路との関係の制限の適用除外の認定又は同項第二号の規定による当該適用除外の許可を受けようとする者</p>	<p>接道制限適用除外認定等申請手数料</p>	<p>同項第一号の建築物の敷地と道路との関係の制限の適用除外の認定</p> <p>同項第二号の建築物の敷地と道路との関係の制限の適用除外の許可</p>	<p>二万七千円</p> <p>三万三千元</p>
--	-------------------------	---	---------------------------

別表第二十二号を次のように改める。

<p>二十二 法第八十五条第五</p>	<p>仮設興行場等</p>	<p>同条第五項の仮設興行場等の建築の許可</p>	<p>十二万円</p>
---------------------	---------------	---------------------------	-------------

項又は第六項の規定による仮設興行場等の建築の許可を受けようとする者	建築許可申請 手数料	同条第六項の仮設興行場等の建築の許可	十六万円
-----------------------------------	---------------	--------------------	------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

青森県建築基準法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年十月十五日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第七十一号

青森県建築基準法施行条例の一部を改正する条例

青森県建築基準法施行条例（平成十二年十月青森県条例第百五十八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第四十三条第二項」を「第四十三条第三項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

青森県国民体育大会開催基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年十月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第七十二号

青森県国民体育大会開催基金条例の一部を改正する条例

青森県国民体育大会開催基金条例（平成二十九年三月青森県条例第四号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

青森県国民スポーツ大会開催基金条例

第一条中「第八十回国民体育大会」を「第八十回国民スポーツ大会」に、「青森県国民体育大会開催基金」を「青森県国民スポーツ大会開催基金」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

青森県議会議員及び青森県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年十月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第七十三号

青森県議会議員及び青森県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例

青森県議会議員及び青森県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例（平成五年七月青森県条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

第九条の見出し中「知事の」を削り、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

県議会議員の選挙の一部無効による再選挙における第六条及び前条の規定の適用については、第六条中「法第四百二十二条第一項第三号及び第四号の選挙の区分に応じ当該各号に定める枚数を超える場合には、当該各号に定める枚数」とあるのは「公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第三百二十二条の五第一項の表法第四百二十二条第一項第四号のピラの数の項中同表の下欄に掲げる再選挙の行われる区域の区分に応じそれぞれ当該下欄に定める枚数を超える場合には、当該下欄に定める枚数」と、前条中「法第四百二十二条第一項第三号及び第四号の選挙の区分に応じ当該各号に定める枚数」とあるのは「公職選挙法施行令第三百二十二条の五第一項の表法第四百二十二条第一項第四号のピラの数の項中同表の下欄に掲げる再選挙の行われる区域の区分に応じそれぞれ当該下欄に定める枚数」とする。

附 則

1 この条例は、平成三十一年三月一日から施行する。

2 改正後の青森県議会議員及び青森県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙から適用する。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭